

食肉生産流通多角化支援事業 実施要領の制定について

〔 2 生 畜 第 2 3 5 9 号
令和 3 年 3 月 3 1 日
農林水産省生産局長 通知 〕

制 定 令和 3 年 3 月 31 日 付け 2 生畜第 2359 号

食肉生産流通多角化支援事業については、先に食肉生産流通多角化支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 31 日 付け 2 生畜第 2430 号 農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり食肉生産流通多角化支援事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

食肉生産流通多角化支援事業実施要領

制 定 令和３年３月31日付け２生畜第2359号
農 林 水 産 省 生 産 局 長 通 知

第１ 趣 旨

食肉生産流通多角化支援事業の実施については、食肉生産流通多角化支援事業実施要綱（令和３年３月31日付け２生畜第2430号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第２ 事業内容等

本事業は、食肉生産流通多角化施設整備支援事業及び和牛肉輸出品目拡大支援事業により構成され、各事業ごとの取組内容、事業実施主体等は、別記１及び別記２に定めるところとする。

- １ 食肉生産流通多角化施設整備支援事業
別記１に定めるところとする。
- ２ 和牛肉輸出品目拡大支援事業
別記２に定めるところとする。

附 則

この要領は、令和３年３月31日から施行する。